

公益社団法人日本エアロビック連盟 個人賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という。)の定款に定める賛助会員のうち、個人賛助会員に関する事項について定める。

(定義)

第2条 個人賛助会員とは、本連盟の活動目的に賛同し、積極的に本連盟の活動を支援する個人をいう。

(会員登録)

第3条 個人賛助会員として入会を希望する場合の手続きは、次の通りとする。

- (1) 本会員に入会を希望する個人は、本会員の目的に同意・承諾の上、所定の申込み手続きを行い、入会金及び年会費を納入した時点で会員となる。
- (2) 入会金は退会時まで有効とする。
- (3) 年度を毎年4月1日から翌年3月末日までとし、途中入会の場合は、10月以降の入会について年会費を50%引きとする。
- (4) 一度納入された入会金及び年会費は、理由の如何にかかわらず返金しないものとする。

(入会金、年会費、会員特典)

第4条 個人賛助会員の入会に必要な諸費及び会員特典は、次の通りとする。

- (1) 入会金 2,000 円 (登録有資格者は免除)
- (2) 年会費 6,000 円
- (3) 会員特典
 - ①会員証の発行
 - ②ワールドカップ、ジャパンカップの入場券の進呈
 - ③本連盟オリジナルグッズを抽選で進呈
 - ④広報誌「Smile」を年4回送呈
 - ⑤本連盟の刊行物及び認定用品の販売割引
 - ⑥本連盟が指定する講習会、研修会、イベント等の参加費割引
 - ⑦その他、本連盟が実施する各種特典

(支払方法)

第5条 入会金及び年会費は、本連盟の指定する金融機関より自動振替とする。

(会員証の交付)

第6条 本連盟は、個人賛助会員に会員証を電子的方法により交付する。なお、次の事項について遵守する。

- (1) 個人賛助会員資格の喪失、退会等があった場合には、直ちに会員証は会員データより削除される。

- (2) 個人賛助会員は、会員証の貸与、譲渡など所有者以外に、第三者に移転することはない。

(会員証の利用)

第7条 個人賛助会員の特典を受ける際、会員証の提示が必要な場合がある。

- 2 会員証の利用が本規程に違反するか、違反する恐れがある場合、その不審がある場合などは、会員証の使用を断ることがある。

(休会)

第8条 止むを得ない事由により休会する場合、書面をもって本連盟に届出なければならない。
但し、休会は2年間までとする。

(個人情報の扱い)

第9条 本連盟は、会員が個人賛助会員登録時に本連盟に提供した個人情報を、必要に応じて各都道府県連盟、各種委員会、各ブロック協議会（以下「関係団体」という）又は本連盟又は関係団体が主催する研修等の講師、指導者などに提供することができるものとする。

(会員資格の喪失及び退会)

第10条 個人賛助会員は、次の事項に一つでも該当する場合には会員資格が停止又は喪失する。

- (1) 所定の方法により退会の手続きを行い、本連盟が退会を認めた場合。
- (2) 指定の期日までに年会費が納入されなかった場合。
- (3) 会員として相応しくない行為があり、本連盟の名誉を著しく毀損した場合。
- (4) 本連盟の団体名又はその他関連する名称で、本連盟の活動目的に反する行動又は無関係な行動を行った場合。
- (5) その他、倫理規程に定める違反行為があった場合。

(届出事項の変更)

第11条 個人賛助会員は、本連盟に届出た氏名、住所、電話番号、預金口座等の届出事項に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を本連盟に届け出なければならない。

2. 前項の届出がないために、本連盟からの通知・送付書類その他が延着した場合又は到着しなかった場合には、それらの通常到着すべき時に個人賛助会員に到着したものとみなす。

附則

1. この規程は平成25年4月1日より施行する。
2. 平成26年4月1日改訂
3. 令和4年7月1日改訂
4. 令和6年6月8日改訂